

Spc jinjiken news

マイナンバー通知カード 未配達 558 万世帯分 (1 月 5 日)

マイナンバー制度の運用が 1 月からスタートし、自治体の窓口での「個人番号カード」の交付も始まった。一方、日本郵便は、昨年 10 月から配達が始まった「通知カード」について、配達時に不在だったり、実際に住んでいなかったりして手渡しできなかった 558 万世帯分(全体の約 1 割)を発行元の市区町村に返したと発表した。総務省は、通知カードが手元になくてもマイナンバーが記載された住民票の発行などで対応できるため、「制度全体に支障はない」としている。

高齢者雇用の起業家に助成へ 政府案 (1 月 6 日)

政府は、60 歳以上で起業した事業主を対象に、高齢者を複数雇用すれば 200 万円を上限に実費の 3 分の 2、40～59 歳の場合であれば 150 万円を上限に実費の半額を助成する仕組みを今年 4 月にも設ける案を明らかにした。60 歳以上の高齢者を 2 人以上雇うか、40～59 歳の中高年者を 3 人以上雇うことを条件とし、雇用後に 1 回だけ支給する方針。2016 年予算成立にあわせ、厚生労働省が省令を改正する考え。

マタハラ防止を企業に義務化へ 今国会成立見込み (1 月 11 日)

政府は、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いである「マタハラ」の防止策を企業に義務付ける方針を明らかにした。「相談窓口の設置」や「上司に対する研修の実施」などを求める。

具体策や防止措置の対象となるマタハラ行為は省令や指針で定める考え。今国会で男女雇用機会均等法と育児・介護休業法を改正し、2017 年 4 月からの施行を目指す。派遣社員も対象となり、違反企業名の公表も盛り込まれる。

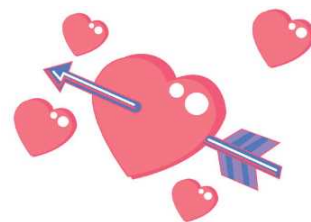
マイナンバー 自治体窓口での代行記入を認める (1 月 12 日)

厚生労働省などが、マイナンバー制度における窓口での運用にかかる通知を昨年末までに相次いで全国の自治体に出していたことがわかった。国民健康保険などの手続きにおいて、申請者がマイナンバーを把握しておらず提示がない場合に、窓口の職員らが住民基本台帳ネットワークで番号を調べて書類への記入を代行することなどを認める内容。生活保護、介護保険などに関しても同様の措置を認める。

「労働基準法改正案」今国会での提出見送りへ (1 月 12 日)

政府・与党は、労働時間ではなく成果に対して賃金を払う「脱時間給」制度などを盛り込んだ労働基準法改正案について、今通常国会での提出を見送り、秋以降に先送りする検討に入った。昨年の通常国会からの継続審議となるが、野党の反発が強く夏の参院選を控えての会期延長は難しいため、成立を先送りにする案が出ている。

外国人技能実習 監督組織 新設で受入れ企業に届出 義務化へ (1 月 13 日)



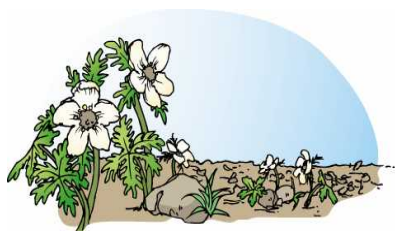
厚生労働省と法務省は、外国人の技能実習制度を見直し、2016 年内にも監督組織として「外国人技能実習機構」を設け、受入れ企業には届出を義務付ける方針を示した。機構には実習生を受け入れる企業の抜打ち検査をする権限を持たせる。賃金水準などについて日本人と同等以上の待遇を求め、違反すれば罰金や行政処分の対象とする。また、今回の制度改正に合わせ、従来の製造業や建設業などに加えて介護事業も対象業種に加える方針。

厚生年金未加入問題で 79 万事業所調査へ（1 月 14 日）

政府が閣議決定した答弁書で、厚生年金の加入資格があるにもかかわらず未加入となっている人が約 200 万人に上るとの推計が明らかになった。年代別では 20 代：71 万人、30 代：52 万人、40 代：44 万人、50 代：35 万人となっている。厚生労働省は、加入逃れの疑いがある約 79 万事業所に対し、従業員数や労働時間を尋ねる調査票を送って緊急調査を行い、加入対象と判明すれば重点的に指導するとしている。

厚生年金 故意の加入逃れに刑事告発を検討（1 月 19 日）

塩崎厚生労働大臣は、厚生年金への加入逃れをしている事業所への立入り検査を強化し、悪質な事業主については刑事告発を検討する方針を明らかにした。刑事告発はこれまでも法律上は可能だったが、実施した例はなかった。加入逃れの可能性のある約 79 万事業所について、すでに厚生労働省・日本年金機構による調査が行われている。



定年延長と均等待遇の推進で有識者会議立上げ 厚労省（1 月 20 日）

厚生労働省は、1 月中にも「定年延長」や「均等待遇」を柱とした有識者検討会を立ち上げる方針を示した。具体的には、企業が定年を延長した場合の補助金を手厚くすることや、正規・非正規労働者の格差是正を図る案が出ており、3 月をめどに報告書をまとめる考え。

国民年金保険料を 100 円程度引上げ（1 月 21 日）

厚生労働省は、自営業やパートで働く女性の出産に際して産前・産後の保険料を免除する制度の財源に充てるため、2019 年度から国民年金保険料を月額 100 円程度引き上げる方針を示した。3 月にも国民年金法改正案を提出する見込み。国民年金保険料は 2017 年度まで毎年引上げられ、それ以降は固定されることになっていたが上乗せの負担となる。

大卒内定率が 5 年連続で改善（1 月 22 日）

厚生労働省・文部科学省は、今春卒業予定の大学生の就職内定率（2015 年 12 月 1 日時点）が 80.4%（前年同期比 0.1 ポイント増）となり、5 年連続で上昇したと発表した。高校生の就職内定率（2015 年 11 月末時点）も 85.8%（同 1.7 ポイント増）で 6 年連続の上昇となった。

〔関連リンク〕

平成 27 年度「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000109235.html>

平成 27 年度「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」取りまとめ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000109232.html>

連載トピックス ● ストレスチェック制度のスタートに備えて④

連載4回目の今回は、ストレスチェックの実施について、具体的な内容を紹介します。特に、**注意！**の部分はしっかりチェックしておいてください。

なお、ストレスチェックを行うことが努力義務とされている事業場(従業員数 50 人未満)において導入しようとする際にも、以下の内容を参考にしてください。

◆◆◆ ストレスチェックの実施とその注意点 ◆◆◆

<ストレスチェックの実施>

○質問票を労働者に配って、記入してもらいましょう。

※ 1 使用する質問票は、次の①～③の種類の質問が含まれていれば特に指定はありませんが、何を使えばよいかわからない場合は、国が推奨する 57 項目の質問票を使いましょう。

- ① ストレスの原因に関する質問項目
- ② ストレスによる心身の自覚症状に関する質問項目
- ③ 労働者に対する周囲のサポートに関する質問項目

※ 2 IT システムを利用して、オンラインで実施することもできます。厚生労働省がストレスチェック実施プログラムを無料で公開しています。

○ 記入が終わった質問票は、医師などの実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が回収しましょう。

注意！ 第三者や人事権を持つ職員が、記入・入力が終わった質問票の内容を閲覧してはなりません！

○ 回収した質問票をもとに、医師などの実施者がストレスの程度を評価し、高ストレス*で医師の面接指導が必要な者を選びます。

* 自覚症状が高い者や、自覚症状が一定程度あり、ストレスの原因や周囲のサポートの状況が著しく悪い者を高ストレス者として選びます。選び方については、厚生労働省が基準を定めています。

○ 結果（ストレスの程度の評価結果、高ストレスか否か、医師の面接指導が必要か否か）は、実施者から直接本人に通知されます。

注意！ 結果は企業には返ってきません。

結果を入手するには、結果の通知後、本人の同意が必要です。

〔参考〕結果の通知については、法律条文では次のように書かれています。

<労働安全衛生法 66 条の 10 第 2 項>

事業者は、前項の規定により行う検査（編注：ストレスチェック）を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。
この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。

○ 結果は、医師などの実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が保存します。

※ 結果を企業内の鍵のかかるキャビネットやサーバー内に保管することもできますが、第三者に閲覧されないよう、実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が鍵やパスワードの管理をしなければなりません。

質問票のサンプルやストレスチェック実施プログラムなどは、厚生労働省のホームページにアップされていますが、お声かけいただければ、こちらで紹介いたします。

最新情報 ● 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

マイナンバー制度について、昨年末に「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（以下、「規則」といいます。）」が制定され、併せて、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（以下、「告示」といいます。）」も改正されました〔平成 28 年 1 月 1 日施行・適用〕。

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応〔概要〕

1. 告示における「特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講ずべき措置」

事業者は、その取り扱う特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）について、漏えい事案その他の番号法違反の事案または番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずることが望ましい。

①	事業者内部における報告、被害の拡大防止	責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
②	事実関係の調査、原因の究明	事実関係を調査し、番号法違反または番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因の究明を行う。
③	影響範囲の特定	②で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
④	再発防止策の検討・実施	②で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
⑤	影響を受ける可能性のある本人への連絡等	事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、または本人が容易に知り得る状態に置く。
⑥	事実関係、再発防止策等の公表	事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

2. 告示に基づく報告

事業者は、その取り扱う特定個人情報に関する番号法違反の事案または番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、主務大臣等または個人情報保護委員会に報告するよう努める。

㊤ 上記の番号法違反の事案または番号法違反のおそれのある事案のうち、重大事態*に該当する事案については、事業者は、番号法第 28 条の 4 の規定に基づき、規則の規定に従って個人情報保護委員会に報告する必要がある。

*「重大事態」とは、以下の場合を指します。

- ㊦ 情報提供ネットワークシステムまたは個人番号利用事務を処理する情報システムで管理される特定個人情報の漏えい等が起きた場合
 - ㊧ 漏えい等した特定個人情報の本人の数が 101 人以上である場合
 - ㊨ 電磁的方法によって、不特定多数の人が閲覧できる状態となった場合
 - ㊩ 職員等（従業員等）が不正の目的で利用し、または提供した場合

〈補足〉たとえば、単に特定個人情報を処理しているパソコンがウイルス感染したことが発覚したとか、従業員が自宅で業務の続きをするため（不正の目的なし）に、社内規程に違反して、特定個人情報を含む資料を自宅に持ち帰っただけでは重大事態に当てはまらないとされていますが、特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えいなどが起こってしまえば、重大事態に該当します。